

平成15年台風第14号による被害状況について(第11報)

これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

下線部は前回からの変更箇所

平成16年3月12日
10時00分現在
内閣府

1. 台風の概況(気象庁情報:9月14日09時00分現在)

台風第14号は、9月6日15時にマリアナ諸島近海で発生した後、西北西に進みながら発達し、11日明け方には猛烈な強さで宮古島(最低気圧912hPa 全国気象官署観測値歴代4位、最大瞬間74.1m/s 歴代7位)を通過した。その後、東シナ海を北上し、12日夜には朝鮮半島に上陸し、13日には日本海を北東へ進んで、14日の明け方に北海道北部をかすめ、14日06時にオホーツク海で温帯低気圧に変わった。

2. 各地の主な最大瞬間風速

| | | |
|----------|---------|-----------|
| 宮古島(沖縄県) | 74.1m/s | 11日03時12分 |
| 石垣島(沖縄県) | 40.0m/s | 11日05時06分 |
| 久米島(沖縄県) | 36.7m/s | 11日17時25分 |
| 巖原(長崎県) | 46.5m/s | 12日20時36分 |
| 福江(長崎県) | 34.3m/s | 12日15時40分 |
| 佐世保(長崎県) | 30.5m/s | 12日16時11分 |
| 西郷(島根県) | 34.9m/s | 13日08時25分 |
| 青森(青森県) | 34.0m/s | 13日21時44分 |
| 秋田(秋田県) | 32.3m/s | 13日22時40分 |
| 室蘭(北海道) | 30.6m/s | 14日05時30分 |
| 函館(北海道) | 30.0m/s | 13日23時43分 |

3. 主な河川の状況(国土交通省調べ:9月16日17時00分現在)

・警戒水位を超えた河川 3水系4河川

| 地方整備局等名 | 水系名 | 河川名 | 備考 |
|---------|-----|------|-----------|
| 東北 | 岩木川 | 岩木川 | 現在は超えていない |
| 中国 | 斐伊川 | 斐伊川 | 現在は超えていない |
| 九州 | 番匠川 | 番匠川 | 現在は超えていない |
| 九州 | 番匠川 | 久留須川 | 現在は超えていない |

4. 被害の状況

(1) 人的・住家被害（消防庁調べ：12月15日12時00分現在）

| 都道府県名 | 人的被害（人） | | | | 住家被害（棟） | | | | |
|-------|---------|-------|-----------------|-----|---------|----|-------|----------------|-----|
| | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 （重傷）（軽傷） | | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 浸水 （床上）（床下） | |
| 北海道 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| 青森県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 秋田県 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| 石川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 高知県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 156 | 0 | 0 |
| 福岡県 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 長崎県 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 45 | 69 | 282 |
| 宮崎県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 沖縄県 | 1 | 0 | 7 | 90 | 18 | 86 | 1,206 | 3 | 15 |
| 合計 | 3 | 0 | 9 | 101 | 18 | 87 | 1,437 | 72 | 303 |

- ・9月11日3:00頃宮古島リハビリステーション病院において、87歳女性がガラス片により負傷、搬送先の県立宮古病院で急性循環不全のため死亡（10:21頃）
- ・9月13日22:30頃秋田県男鹿市の門前漁港において、79歳男性が繫留している船の様子を見に来ていたところ、波にさらわれ行方不明になり、漁港内で遺体で発見（14日5:10頃）
- ・9月14日4時05分頃北海道千歳市の市営美笛キャンプ場において、41歳男性がテント内で就寝中倒木により頭部を強打、搬送先の病院で死亡（15日18:01）

(2) 航空関係（国土交通省調べ：9月16日17時00分現在）

- ・9月11日早朝に宮古空港の管制塔の窓ガラスが破損し、航空保安業務が提供できなくなったが、応急措置により、12日から通常通りの対応を行っている。
なお、11日には天候不良の為、全便欠航。12日から正常運行。

(3) ライフライン

電力、水道の供給停止戸数等

（厚生労働省調べ（水道）：9月16日 9時現在）

（経済産業省調べ（電力）：9月24日 9時現在）

| | 管内 | 延べ戸数 | 停止中の戸数 |
|----|---------------|--------|------------------|
| 電力 | 沖縄電力 | 24,300 | 0（9月23日11時復旧） |
| | 九州電力 | 8,300 | 0（9月13日15時復旧） |
| | 東北電力 | 16,000 | 0（9月14日13時復旧） |
| | 北海道電力 | 14,300 | 0（9月14日16時33分復旧） |
| 水道 | 沖縄県（伊良部町、城辺町） | 4,681 | 0（9月15日17時復旧） |

狩俣風力発電設備の2機が倒壊、1機が羽根2枚破損、七又風力発電設備の1機が倒壊、1機が羽根2枚破損、沖縄電力管内で、送電設備の電柱85本（30本復旧済）、配電設備の電柱797本（792本復旧済）が損壊

沖縄電力の配電線路の復旧は21日0時に復旧。

通信の被害状況（総務省調べ：9月17日17時現在）

・県防災行政無線（沖縄県宮古郡上野村）自家発電機が故障のため固定端末局使用不可であったが、17日復旧により通信確保、（同郡伊良部町）自家発電機が故障のため固定端末局使用不可であったが、11日16時にバッテリーチャージにて復旧。市町村防災行政無線（上野村）親局の空中線（アンテナ）鉄塔が倒壊したため使用不可。空港無線については、宮古空港、下地空港及び他良間空港で一部停波。

・固定電話では、11日深夜、沖縄県宮古島において、ケーブルが強風で倒壊し断線し、600世帯の電話が不通となった（現在は復旧）また島内各所で電柱が倒壊・折損しているため一部電話が不通となる地域があり、現在順次復旧中。

・携帯電話では、停電の影響等により、各事業者の基地局のうち一部が停波しており、電力会社による復電により徐々に復旧中。

放送関係の被害状況（総務省調べ：9月12日21時現在）

・空中線系の不良（アンテナ素子の破損）により、一部の放送事業者（（株）エムエム宮古：放送区域は宮古島全域）において、停波（11日07時00分～17時57分）したが復旧。

・日本放送協会（中波（R1、R2））の一部中継局で商用電源の停電、非常用発電機の故障のため、停波（11日05：15～09：54）したが復旧。

郵政事業関係の被害状況（総務省調べ：9月24日9時現在）

・平成15年9月11日、宮古島で配達業務を休止。12日以降は増配置で対応。運送便は航空、船ともに沖縄県内便が欠航していたが、13日から正常运行。

・宮古島等で停電が続いており、5局でATM等が使用不可能（9月24日停電復旧に伴い全て復旧済み）。

・一部の郵便局において、局舎の損壊等（ガラス破損、浸水、ポスト倒壊）発生。（12日に応急措置済。現在、破損備品の交換等完全復旧対応中。）

（4）港湾関係（国土交通省調べ：9月16日17時00分現在）

・沖縄県平良港において、岸壁（-7.5m, -5.5m）のエプロンの沈下や上部工の破損が発生したが、施設は使用可能である。

また、浮さん橋2基が沈没し、現在施設の使用ができない状況である。

(5) 公共土木施設 (国土交通省調べ : 16年 1月30日12時現在)
 ・被災箇所数 (9月10日 ~ 14日)

| | 箇所数 |
|------|-----|
| 河川 | 125 |
| 海岸 | 22 |
| 砂防施設 | 6 |
| 道路 | 173 |
| 港湾 | 15 |
| 公園 | 3 |
| 計 | 344 |

(6) 農林水産業関係 (農林水産省調べ : 16年1月10日現在)
 ・被災箇所数

| | 箇所数 |
|-------|-----|
| 農地 | 188 |
| 農業用施設 | 222 |
| 農地海岸 | 11 |
| 治山施設 | 14 |
| 林地 | 25 |
| 林道 | 157 |
| 漁港 | 76 |
| 計 | 693 |

サトウキビ、りんご等の農作物にも被害発生

(6) 文教施設 (文部科学省調べ : 9月19日14時現在)
 ・被災箇所数

| | 箇所数 |
|---------------|-----|
| 公立学校施設 | 51 |
| 社会教育・体育、文化施設等 | 22 |
| 計 | 73 |

宮古郡城辺町立城辺中学校体育館屋根全壊等。沖縄県内の小中学校は、17日から校舎等被害による休校はなし。

(7) 社会福祉施設等 (厚生労働省調べ : 9月26日12時現在)
 ・被災箇所数

| | 箇所数 |
|--------|-----|
| 児童福祉施設 | 21 |
| 老人福祉施設 | 11 |
| 障害者施設 | 4 |
| 計 | 36 |

(8) 病院等の被害状況 (厚生労働省調べ)

- ・ 県立宮古病院にて窓ガラス破損
- ・ 宮古島リハビリステーション病院にて窓ガラス破損
- ・ 国立療養所宮古南静園にて窓ガラス破損、一部屋根の破損
- ・ 多良間村診療所で窓ガラス破損

5 . 政府の主な対応

(1) 災害応急体制の整備等

- ・ 農林水産省台風第14号災害対策関係局庁連絡会議開催 (9月12日15時 ~ 15時40分)
- ・ 気象庁警戒体制 (9月10日9時)
- ・ 国土交通省注意体制 (9月9日17時10分)、警戒体制へ移行 (9月10日 8時30分)、注意体制へ移行 (9月12日 8時30分)、注意体制を解除 (9月14日13時00分)
- ・ 内閣府情報対策室設置 (9月13日20時)
- ・ 総務省は平良市 (宮古島) とともに、台風14号被災に関する特別総合行政相談所を平良市役所に開設 (開設日時9月19日10:00 ~ 16:00)
- ・ 総務省は沖縄県平良市、城辺町、下地町及び上野村に対し、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付 (10月15日)
- ・ 中小企業庁は沖縄県における商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所・商工会連合会及び沖縄総合事務局に対し、災害に係る相談窓口設置を指示するとともに、商工組合中央金庫に対して災害復旧貸付の要請 (9月12日)

(2) 自衛隊の災害派遣

- ・ 沖縄県知事から陸自第1混成団長に対して災害派遣要請 (9月12日7時30分)
- ・ 9月12日9時53分陸自CH-47×2、UH-60×1機 (那覇) が離陸 (輸送対象 : 沖縄電力職員62名、N T T 職員18名、沖縄県警13名、沖縄県警オートバイ2両) 11時18分宮古島到着
- ・ 9月12日11時48分陸自CH-47×1機が石垣島へ16名 (沖縄電力職員) を輸送
- ・ 9月12日12時05分陸自CH-47×1機が石垣島の被害状況を空中偵察
- ・ 9月12日16時15分空自第53警戒隊人員3名、給水車1両が伊良部町へ出発。じ後給水支援を実施
- ・ 9月13日9時30分空自第53警戒隊人員3名、給水車1両が伊良部町へ出発。じ後給水支援を実施
- ・ 9月14日7時50分空自第53警戒隊人員3名、給水車1両が伊良部町へ出発。じ後給水支援を実施
- ・ 9月14日16時20分以降陸自第101航空隊CH-47×2機が離陸、じ後、宮古島へ電力復旧のための資材を輸送
- ・ 9月14日19時50分撤収要請

6 . その他の機関の対応

(1) 日本郵政公社の救援対策

- ・最も被害の大きい平良西里郵便局及び城辺郵便局管轄地域にスペースポスト号（移動式 A T M ）を派遣し、預払取扱を実施（9月13日～16日まで）
- ・宮古郵便局及び伊良部郵便局において、郵便貯金取扱時間を変更し13日～15日まで通常郵便貯金の払い戻し業務を実施

(2) 日本赤十字社の救護活動

- ・平良市、城辺町及び上野村（宮古島）へ沖縄県支部の職員2名を派遣するとともに毛布60枚等を搬送（9月12日）
- ・宮古島より伊良部町（伊良部島）へ沖縄県支部職員を派遣するとともに宮古島に搬送した物資を配分（9月13日）
- ・対馬へ長崎県支部職員3名を派遣するとともに毛布100枚等を搬送（9月13日）

(3) 農林漁業金融公庫の対応

- ・農林漁業金融公庫において相談窓口を設置（9月16日）

(4) 沖縄振興開発金融公庫の対応

- ・宮古支店において台風第14号災害特別相談窓口を設置（9月12日）

(5) 商工組合中央金庫及び信用保証協会の対応

- ・沖縄県における商工組合中央金庫、信用保証協会が災害復旧相談窓口を設置（9月12日）

7 . 沖縄県は16日に災害復旧支援対策本部を設置

8 . 局地激甚災害の指定

- ・「平成15年9月10日から同月14日までの間の暴風雨による災害」として、北海道礼文郡礼文町、高知県高岡郡大野見村、長崎県南松浦郡三井楽町及び上県郡峰町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村について、特定地域に係る激甚災害（局地激甚災害）に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を適用、また長崎県南松浦郡玉之浦町について、特定地域に係る激甚災害（局地激甚災害）に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用、さらに石川県鹿島郡能登島町並びに高知県土佐郡本川村及び吾川郡吾北村について、特定地域に係る激甚災害（局地激甚災害）に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（16年3月9日閣議決定、12日公布・施行）